

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒310-0015 梅善ビル 2・3階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

さいとう・たかをには、自分を理解してくれた教師がいました。彼はそんな教師に思いを馳せ、劇画の主人公の名前にしました。ゴルゴ13の「デューク東郷」です。「われ以外みなわが師」とは、吉川英治の言葉です。反面教師も含めて、年下の人でも、すれ違い人でも、物でも、自分に何かを教えてくれています。すべての出来事を自分に対する教えのため、学びのためと考えると、人生も一つの学校です。苦しい体験の中で見つけた教訓を活かすことで、前に進んで行けます。教訓も人生の教師のようです。

## 私の書棚より

○社長は一人では何もできない。社長が自分の力だけで会社を良くできると思うのなら身のほど知らずも甚だしい。社長とはそれだけのものだ。

○社長が判断を下す時、ベストジャッジかどうかは結果が成功か失敗かで決まるものではありません。その判断が、その時に自分が信じたことかどうか。自分がこの選択が最も正しいと信じたことが、ベストジャッジなのです。

「社長って何だ！」  
丹羽宇一郎著 講談社現代新書

## 税務アンテナ

□令和2年度税制改正大綱が閣議決定されました。所得税では、保有期間5年超、建物を含めて譲渡価格500万円以下で、都市計画区域内で市区町村長の確認がされた低未利用地の譲渡所得に100万円の特別控除が創設されます。法人税では、特例措置とされていた中小法人の交際費等の定額控除限度額800万円まで全額損金算入と中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の適用期限が、令和4年3月31日まで2年延長されます。又、不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の特例措置の適用期限も令和4年3月31日まで2年延長されます。

□平成30年分から、納税者本人の合計所得額が900万円以下であれば、配偶者の給与収入が103万円を超えて150万円までは38万円、150万円を超えて201万円までは36万円から3万円の配偶者特別控除の適用が受けられます。ただし、控除を受ける納税者本人の合計所得額が1,000万円を超える場合については、配偶者控除及び配偶者特別控除は受けられません。

合計所得金額とは、給与収入は給与所得控除後の金額、不動産の譲渡所得は特別控除前の金額、事業所得は青色申告特別控除後の金額、退職所得は退職所得控除後の金額の2分の1の金額になります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 3月の税務スケジュール

10日	○2月分の源泉所得税の納付
31日	○2年1月決算法人の確定申告 ○1年7月決算法人の中間申告(予定申告) ○31年4月、1年7月、10月決算法人の消費税中間申告

31日	○3月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	----------------------

今月の贈る言葉『すべてを肯定してみると答えが見つかるもんだよ』 by ジョン・レノン